

令和 7 年 6 月 10 日 農業委員会 議事録

1 開会日時及び場所 令和 7 年 6 月 10 日 午後 2 時 53 分
市役所 501、502、503 会議室

2 閉会日時 令和 7 年 6 月 10 日 午後 3 時 18 分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一
渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉	魚谷千代子
青谷 強	安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広
西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹	

(2) 欠席者

松崎 富幸

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野 項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 農地法第 4 条（知事）

議案第 3 号 農地法第 5 条（知事）

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

報告第 1 号 農地法施行規則第 29 条の規定による転用許可不要届出について

報告第 2 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 2 時 53 分開会

○事務局長（ 君） 皆様、現地確認、お疲れさまでした。

令和7年6月定例農業委員会開会の前に出席委員の確認をいたします。

本日、 が欠席でありまして、本日の出席委員は19名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

○事務局長（ 君） 続きまして議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） 皆様、お疲れさまでした。大した雨ではなくて、ちょっと安心したというところで田植えも結構終わったところが多く見受けられますので、順調に進んでいるのかなというところへんですね。

それでは、6月期の審議に入ります。議案第1号農地法第3条6号の分から説明をお願いします。

○議長（ 君） 失礼しました。6月号農業委員会の議事録署名人は、 と さん、お願いします。

○係（ 君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号農地法第3条についてでございます。

議案書の1ページを御覧ください。

農地法第3条の許可申請、申請番号6-6について御説明いたします。

今回の申請は、農地法第3条の申請により、売買を行い農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在、年齢45歳で公務員として働いておられ、古賀市内において御家族で農業をされておられる方です。農業従事年数は15年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻の作付を行っておられます。

農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。2ページを御覧ください。

町川原の交差点、東側に位置する車線部の1筆でございます。今後の申請地における営農計画としましては、水道の作付を行っていききたいとのことでございます。

本件については、地元委員さんの署名・捺印をいただいていることから、事務局で受理いたし

ております。

御審議の程よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等あります方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○係（ 君） 続きまして、議案書の1ページでございます。

申請番号6－7について御説明させていただきます。

今回の申請も農地法3条の申請により、売買を行い、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在、年齢68歳で八女市において農業をされておられる方です。農業従事年数は45年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、カンキツ、野菜、タケノコ等の栽培を行っておられます。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、ミニユンボ、中型噴射機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明でございます。3ページを御覧ください。

石瓦集会所東側に位置する車線部の2筆でございます。今後の申請地における営農計画としましては、カンキツの栽培、野菜栽培用のビニールハウスの建設等を行っていききたいとのことでございます。

本件については、地元委員さんの署名・捺印もいただいておりますことから、事務局で受理いたしております。

御審議の程よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。質問・意見等があります方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○係 () 君) それでは、続きまして、申請番号 6-8 について御説明いたします。議案書の 1 ページを御覧ください。

今回の申請も、農地法の 3 条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容でございます。

譲受人は、現在、年齢 43 歳で、申請地に隣接する住宅に居住予定の方でございます。本格的な農業経験はないと伺っております。

農機具は、小型耕うん機を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 4 ページを御覧ください。

今在家橋の北東に位置する車線部の 1 筆でございます。

今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の作付を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名・捺印をいただいていることから、事務局で受理いたしております。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長 () 君) 事務局の質問が終わりました。御意見等あります方は。

○委員 () 君) ちょっと教えてください。3 条とは農業者が買うというイメージがあって、この方って今はあんまりやっていなくて、そういう方、農業者、買えるとかね。全然分かつとらんとけど、ごめんなさい。

○議長 () 君) 事務局。

○係 () 君) 基本的に改正があるまでは、いわゆる五反要件みたいな形である程度の面積を持っていないと農家としてというか、買えませんよみたいな話はあったかと思うんですけど、その要件自体は今はないものと思っていまして、あと残っているのは、基本的には農業に従事する時間であったり、今回の面積を全て耕作ができる能力があるか、基本的にその部分を見るところになっておりまして、面積等で基本的には一概にこの方は買えませんというのではないものということでございます。

○議長 () 君) よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 12/12 名〕

○議長 () 君) 全員賛成。

○議長 () 君) 議案第 2 号農地法第 4 号の 6-1 の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号農地法第4条の説明をさせていただきます。5ページを御覧ください。

農地法第4条の許可申請、申請番号6-1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請により、段ボール等資材ごみの回収場所への転用を行う内容となっております。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。6ページを御覧ください。

申請地は、高柳池の南西側に位置する車線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明でございます。本申請地は周囲を他地目で分断された第2種農地と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。7ページに現況図、8ページに計画平面図を記載しております。

8ページを御覧ください。計画では、段ボール等資材ごみの回収場所とする計画で、乗り入れについては北側に進入路を設け、南側ののり面の上にブロック塀を新設することで土砂等の流出防止を行う計画でございます。

次に、雨水排水についてでございます。雨水排水は、敷地内からの自然流下にて、北側の既設道路側溝及び南東側の水路への排水と計画しております。

次に、切土・盛土についてでございます。切土は最大約30cmの計画で、盛土の計画はございません。

最後に、地元水利承諾についてでございます。地元から令和7年4月14日に条件付きでの水利承諾書の提出がっております。条件としましては、南東側水路に土砂が入らないようブロック塀等を処置をすることとなっております。併せまして区域委員の署名・捺印をいただいておりますことから、事務局で受理いたしております。

事務局の説明は以上になります。地元委員さんから補足等ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 筈内です。4月16日に開発委員会を行いました。説明にもありましたように、段ボール回収ボックスを設置する予定として要望がっております。開発委員会の中での意見として、車が駐車する程度で周辺に民家がないことから簡単に放火されることが懸念されるのではないかと。防犯カメラの設置等が可能かどうかという意見がありました。筈内としては承認をしております。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局、地域委員さんの説明を終わりました。質問等あります方は挙手にて。

○委員（[REDACTED] 君） すみません。なんか怪しい内容なので、ちょっといろいろ聞きたいんですけど。まずこれ、申請人は資源回収の業務をやっている方なんですかね。この方小竹町なんで、あちこちにおいて回収しよんしゃあならちょっと分かるんですけど、それがもし分かれば教えてほしいし、本当に小竹町から通うという話もあったりするんですが。最終的に聞きたいのは、この転用目的の見込みというか、実際にできる・できない、見込みあたりは、農転の際の判断基準としてどの程度のあれを見るとやるかとか、そんなことはあるとかいな。質問が質問になっとらん。ごめんね。

○議長（[REDACTED] 君） 事務局。

○係（[REDACTED] 君） 当初、この申請人が設置するという話というよりは、この方がさらに古紙回収業者と契約するという話で聞いちゃって、4条なのか5条なのかすごい悩んだんですね。その解釈まで見据えての転用なんで。ちょっと福岡農林とも相談しまして、どっちが増税費を出さなんだって話になって、増税費を出すほうが本人だったら4条、増税費を出すのが契約先の段ボール古紙回収業者が増税費を持つんだったら5条、みたいな話をされた経緯があって、今回は[REDACTED]さん、申請人が増税費まで見るってお話だったんで、じゃあ自己の転用だねということで4条になっているんで、表面上は[REDACTED]さんがこの転用を目的に行うかのようになっているんですけども、ごめんなさい、ちょっと説明が不足してしまして申し訳ないんですけども、一応、今後の契約書（案）というのも貰ってしまして、この方が[REDACTED]さんと、ごめんなさい。ちょっとぱっと出てこないですけど、賃借人なんで[REDACTED]さんですかね、というところと契約を交わして古紙回収ボックスの設置をするということで実際は聞いております。

基本的にはその中身の実現性というのは十分に加味して、転用の許可を下ろすっていうのは必要だろうというふうには認識しています。

○委員（[REDACTED] 君） ありがとうございます。

○議長（[REDACTED] 君） よろしいですか。

○委員（[REDACTED] 君） すみません。今、言われたもう一度その相手先の会社のお名前と、それから会社がちゃんとしたところかというのは、そこは吟味されたのかどうか教えてください。

○係（[REDACTED] 君） 相手さん、[REDACTED]さん。というところで、まず、会社の中身までというのは、ごめんなさい。まだ調べきれてはいないんですけども、実現性の1つとして契約書の案というものを提出してもらっているというところでございます。

○委員（[REDACTED] 君） ちゃんとしたところっていうのは確認済みですかね。

○係（[REDACTED] 君） 会社の中身をしっかりと、ごめんなさい。吟味はできていないんですけども、基本的には契約書（案）まで提出していただいて、問題というのはあまりないのではないかと

というところで認識しているところでございます。

○議長（ 君） ほかに御意見等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、議案第3号農地法第5条の説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号農地法第5条の説明をさせていただきます。9ページを御覧ください。

農地法第5条許可申請、申請番号6-2について御説明させていただきます。今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請により売買を行い、建売住宅2棟を建築するという計画でございます。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の10ページを御覧ください。

申請地は、高田の交差点の南東側に位置する車線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断された第2種農地と判断しております。また、建築規制の緩和が行われた高田地区の区域指定内であります。

次に、計画図等の説明をさせていただきます。11ページに現況図、12ページに計画平面図、13ページに排水計画図、14ページに給水計画図、15ページに造成平面図、16ページに中横断図を記載しております。すみません、12ページを御覧ください。

計画では、申請地内に建売住宅を2棟建築する計画になっております。

13ページでございます。雨水排水については、各敷地内で集水したものを申請地の南側の既設道路側溝へ排水いたします。汚水排水についても、申請地内で集水したものを申請地南側の既設公共下水に接続し排水いたします。

次に切土、盛土についてでございます。16ページを御覧ください。

申請地内において、切土は最大1メートル、盛土は最大40cm程度の計画となっております。

隣地境界はコンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に地元水利承諾書について御説明いたします。

地元からは、令和7年5月16日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名・捺印をいただいていることから事務局で受理いたしております。

事務局の説明は以上でございますが、地元委員さんから補足等ありましたらよろしく願います。

○議長（ 君） 事務局、地域委員さんからの説明が終わりました。御意見等あります方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、6－3の説明をお願いします。

○係（ 君） 大変失礼しました。すみません。

それでは、農地法第5条、もう1点目の説明をさせていただきます。9ページを御覧ください。農地法第5条の許可申請、申請番号6－3の説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請地内において文化財の試掘を行った結果、本掘が必要と認められたことから、申請人が農地法5条の申請による使用貸借を行い、発掘調査のための一時転用を行うという内容でございます。調査後は農地へ復旧を行うと聞いております。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の17ページを御覧ください。

申請地は、ウシロ池の南西側に位置する車線部の1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は北西側に農地が広がり、10haを超えることから第1種農地と判断しておりますが、発掘調査のための一時転用は可能ということで申請を受理いたします。

次に、計画図等を説明いたします。18ページに現況図、計画図等を記載しております。発掘調査のために記載の断面図の形、中段の形で30cmから1m程度の掘削を行い、北側道路側の最下部、最深部では泥水が流出しないよう、素掘り側溝や樹状の掘り込みを設ける計画となっております。期間は、許可後から令和8年3月19日までとなっております。

最後に、地元水利承諾書についてでございます。地元からは、令和7年5月22日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして区域委員の署名・捺印をいただいておりますことから、事務局で受理いたしております。

事務局からの説明は以上になりますが、地元委員さんから補足等がありましたらよろしく願います。

○委員（ 君） 試掘調査で前のハウスを建てたときに試掘で遺跡が出たもので、それに絡んでの試掘調査をするということで教育委員会のほうから。

以上です。

○議長（ 君） 事務局、地域委員さんの説明が終わりました。御意見等あります方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、議案第4号農地利用促進計画の公告についてということで、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第4号利用権の設定について御説明いたします。19ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農業委員会は農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請することができとなっておりますことから、今回議案を提案いたしました。

今回、新規で1件の申出がっております。申請番号6－7薦野にございます1筆で面積3,087㎡。貸付人、仮受人は記載のとおりです。

令和7年8月1日から、令和17年12月末までの貸し借りとなっております。

議案の説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

午後3時18分閉会